

# 中小企業労働力確保法に基づく助成金の改正のご案内

★改正《平成23年4月1日》

## 中小企業人材確保推進事業助成金

対象分野が新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境分野等（下記参照）に限定されました。

### 1. 概要

人材需要が見込まれる成長分野等の事業協同組合等の中小企業団体が、都道府県知事の認定を受けた改善計画に従い、構成中小企業者に対し実施する人材の確保や労働者の職場定着を図るための雇用管理の改善に関する調査、指導その他の事業を行った場合、その実施に要した費用の一部を助成します。

### 2. 支給額

助成対象期間を3年間として、実施に要した費用に相当する額の3分の2（ただし、団体の規模により1,000万円、800万円、600万円を限度額とします。）を助成します。

## 中小企業基盤人材確保助成金

生産性向上に係る助成が廃止されました。

対象分野が新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境分野等（下記参照）に限定されました。実施計画認定申請を廃止し手続きが簡素化されました。

### 1. 概要

都道府県知事の認定を受けた改善計画に従い、人材需要が見込まれる成長分野等において新分野進出等（創業・異業種進出）を行い、新たに経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇い入れた場合、これらの基盤人材の賃金相当額として一定額を助成します。

### 2. 支給額

基盤人材の雇入れ・・・140万円/人 ※1企業あたり5人までを限度とします。

<手続き>平成23年4月1日以降に改善計画を提出されたものに適用されます。

### <対象となる成長分野等>

大分類A → 中分類02 - 林業	
大分類D - 建設業	このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E - 製造業	このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所と取引関係があるもの
大分類F - 中分類33 - 電気業	
大分類G - 情報通信業	
大分類H - 運輸業・郵便業	
大分類L - 中分類71 - 学術・開発研究機関	このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804 - スポーツ施設提供業	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246 - スポーツ・健康教授業	
大分類P - 医療、福祉	
大分類R → 中分類88 - 廃棄物処理業	
その他(上記以外)	このうち、環境や健康分野に関連する事業を行っているもの